

沖縄防衛局達第2号

地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第68条の規定に基づき、
那覇出張所の設置等に関する達を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄防衛局長 小野 功雄

那覇出張所の設置等に関する達

（設置）

第1条 沖縄防衛局に、那覇出張所を置く。

（位置及び管轄区域）

第2条 那覇出張所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

位 置	管 轄 区 域
沖縄県那覇市	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）

（所掌事務）

第3条 那覇出張所は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号）第209条第1項各号に掲げる事務をつかさどる。

（業務係及び業務係長）

第4条 那覇出張所に、業務係を置く。

- 業務係は、前条に掲げる事務をつかさどる。
- 業務係に、係長を置く。
- 業務係長は、那覇出張所長の命を受け、業務係の事務を掌理する。

附 則

（施行期日）

- この達は、令和5年4月1日から施行する。

（那覇出張所の所掌事務の特例）

- 那覇出張所は、第3条に掲げる事務のほか、次の表の左欄に掲げる期間、それぞれ同表の右欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
令和１４年３月３１日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第１０２号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第８条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第１９条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第１０条及び第２９条の規定が効力を有する間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第１０条の規定による給付金並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第２９条の規定による特定給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１３号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第１０４条の規定が効力を有する間	同条の規定による特定跡地給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。